

Ⅱ 廃棄物の処理状況

1 一般廃棄物（ごみ）の処理

- (1) 処理の概要
- (2) ごみ量の推移
- (3) 環境省一般廃棄物会計基準に基づくごみ処理原価計算

2 し尿の処理

- (1) 生活排水処理状況
- (2) し尿処理の概要
- (3) 浄化槽汚泥処理の概要

3 産業廃棄物の処理

1 一般廃棄物（ごみ）の処理

(1) 処理の概要

① ごみの分別収集

施設の延命とごみの適正排出に伴う収集処理体制を確立するため、「ごみ収集処理改善対策協議会」からの提言を受けて、昭和 56 年 4 月、市民と行政が一体となり「豊かで住みよい、きれいなまちづくり」に向けて、燃えるごみ・燃えないごみ・大型ごみの 3 分別収集を開始した。

当初、3 分別収集の遵守率は 70%程度であったが、その後の違反ごみの取り残し措置（シールを貼付して指導）、清掃指導員による現地指導（現在なし）、多角的な市民への P R などの結果、遵守率は 95%以上に達した。

その後、昭和 59 年、使用済乾電池（筒型乾電池）の分別収集を開始し、平成元年、ごみの一層の資源化と減量化を図るため、古紙の分別回収をモデル地区で行い、11 月に本格実施した。

また、平成 9 年には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」の施行及び「いわき市廃棄物減量等推進審議会（平成 5 年設置）」の提言を受け、それまでの 5 分別（燃えるごみ・燃えないごみ・大型ごみ・廃乾電池・古紙類）に、「かん類・ペットボトル」「びん類」「小型電器製品・金属類」の資源ごみ 3 種類を加えた 8 分別収集を実施（平成 9 年 6 月試行、7 月本格実施）。

さらに、平成 14 年には、「リサイクルするプラスチック（その他のプラスチック製容器包装）」と、古紙類に「紙箱・紙袋・包装紙（その他の紙製容器包装）」を加えた 9 分別収集を実施した（平成 14 年 6 月試行、7 月本格実施）。

平成 23 年 1 月には「リサイクルするプラスチック」、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」の名称をそれぞれ、「容器包装プラスチック」、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」に変更し、さらに「製品プラスチック」、古紙類に「その他の紙」を加えた 10 分別収集を実施した。

② 指定ごみ袋

昭和 56 年 4 月、3 分別収集の開始に伴い、「ごみ収集処理改善対策協議会」から「規格の袋に統一して排出すべき」との提言を受け、規格袋（たて 70 c m × よこ 50 c m、無色透明）とした。規格袋は、市販購入となっている。

③ ごみ集積所の管理

昭和 56 年 4 月、3 分別収集の開始に伴い、1 集積所当たりの利用世帯数を概ね 15 世帯以上とし、利用者相互による管理方式とした。集積所の数は、現在、約 10,000 箇所となっている。

④ ごみ収集の民間委託

昭和 56 年より「いわき市行財政改善委員会」において、一般廃棄物の収集・運搬・処理業務のあり方を検討し、平成 2 年 12 月、「行財政の効率を図るため、市民サービスの向上と行政責任を確保しながら実施する」を基本方針として一般廃棄物収集運搬の民間委託を実施した。

平成 4 年度に市内の一部を、平成 6 年度に市内全域のごみ収集を民間委託に移行した。

この民間委託により、1 台当たりの乗車人員を 3 名から 2 名に変更し経費削減に努めるとともに、平成 7 年度からは祝日におけるごみ収集を実施するなど、市民サービスの向上に寄与している。

⑤ ごみの搬入

市民や事業者が分別した一般廃棄物(ごみ)をごみ処理施設へ搬入する場合には、ごみの重量に応じ処理手数料を徴収する。(事業者から受けるごみは「燃やすごみ」)

⑥ 事業者専用袋

事業者がごみの集積所に一般廃棄物(ごみ)を排出する場合には、事業者専用袋(無色透明市章入り たて 70 cm×よこ 50cm)を使用する。事業者専用袋は、1 枚につき 150 円のごみ処理手数料を徴収する。(事業者から排出できるごみは「燃やすごみ」のみ)

⑦ 大型ごみ収集処理

市民が大型ごみ(市が定めた品目、又は 60 cm 以上 180cm 未満 10kg 以上 50kg 未満のごみ)の収集を市に依頼する場合には、品目ごとに 520 円、1,040 円、1,560 円のごみ処理手数料を大型ごみ収集処理手数料納付券により徴収する。

⑧ 犬、猫等の死体の処理

飼い主不明の死犬、死猫等の処理について通報があった場合に収集する。また、飼い主から死犬、死猫等の処理依頼があった場合には、1,050 円 of 収集処理手数料を徴収し、収集する。

⑨ 一般廃棄物(ごみ) 処理手数料の変遷

施 行 年 月 日	焼却処理手数料	埋立処理手数料	大型ごみ収集 処理手数料	事業者専用袋	死犬等収集 処理手数料
昭和 47 年 4 月 1 日	1t 未満 300 円 1～3t 未満 500 円 3～5t 未満 700 円 5t 以上 1,000 円	1t 未満 200 円 1～3t 未満 400 円 3～5t 未満 600 円 5t 以上 900 円			1 体 200 円
昭和 53 年 4 月 1 日	1t 以下 1,500 円 2t 以下 3,000 円 3t 以下 4,500 円 4t 以下 6,000 円	1t 以下 1,000 円 2t 以下 2,000 円 3t 以下 3,000 円 4t 以下 4,000 円			
昭和 56 年 4 月 1 日				1 枚 100 円 (3 袋目から使用)	
昭和 59 年 4 月 1 日					1 体 500 円
平成元年 4 月 1 日	1t 以下 1,540 円 2t 以下 3,080 円 3t 以下 4,620 円 4t 以下 6,160 円	1t 以下 1,030 円 2t 以下 2,060 円 3t 以下 3,090 円 4t 以下 4,120 円			1 体 510 円
平成 9 年 4 月 1 日	1t 以下 1,570 円 2t 以下 3,140 円 3t 以下 4,710 円 4t 以下 6,280 円	1t 以下 1,050 円 2t 以下 2,100 円 3t 以下 3,150 円 4t 以下 4,200 円			1 体 520 円
平成 15 年 10 月 1 日	ごみの重量 10kg につき 50 円 ※ 市民が自己搬入するごみについては 100kg まで無料 ◎経過措置期間		品目ごとに 500 円、1,000 円、 1,500 円	1 枚 100 円 (1 袋目から使用) ◎経過措置期間	1 体 1,000 円
平成 16 年 10 月 1 日	ごみの重量 10kg につき 100 円 ※ 市民が自己搬入するごみについては 100kg まで無料			1 枚 150 円	
平成 23 年 10 月 1 日	ごみの重量 10kg につき 100 円 ※ 市民が自己搬入するごみ処理手数料の無料化廃止				

施 行 年 月 日	焼却処理・埋立処理手数料	大型ごみ収集 処理手数料	事業者専用袋	死犬等収集 処理手数料
平成 26 年 4 月 1 日		(消費税率改定) 品目ごとに510円、 1,020円、1,530円		(消費税率改定) 1体 1,030円
令和元年 10 月 1 日		(消費税率改定) 品目ごとに520円、 1,040円、1,560円		(消費税率改定) 1体 1,050円

○昭和 47 年 4 月 1 日～平成 15 年 9 月 30 日までは、車両表示積載量ごとに手数料を算定。

◎経過措置期間：平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 9 月 30 日

○ごみの分別等

No	分 類	収集・ 回収業者	内 容	収集 開始時期	排出方法	収集方法	収集回数
1	燃やすごみ (60cm未満かつ10kg未満)	市内 2業者	生ごみ・紙くず・木の枝・ プラスチック(リサイクルできないもの)等	昭和56年	市規格袋	集積所	週 2 回
2	燃やさないごみ (60cm未満かつ10kg未満)	市内 2業者	ガラス・せともの・電球等	昭和56年	市規格袋	集積所	6週に 1 回
3	容器包装 プラスチック	市内 2業者	カップ・パック・トレイ・ラップ・ フィルム・ボトル・キャップ・袋・ ネット・こん包材などのプラ スチック製容器包装	平成14年	市規格袋	集積所	週 1 回
4	か ん 類・ ペットボトル	市内 2業者	アルミかん・スチールかん・ ペットボトル・スプレーかん	平成 9 年	市規格袋	集積所	2週に 1 回
5	びん類	市内 2業者	飲料用びん・調味料用びん	平成 9 年	市規格袋	集積所	2週に 1 回
6	小型家電・金属類 (60cm未満かつ10kg未満)	市内 2業者	ポット・アイロン・フライパン等	平成 9 年	市規格袋	集積所	6週に 1 回
7	製品プラスチック	市内 2業者	衣装ケース、バケツ等	平成23年	市規格袋	集積所	6週に 1 回
8	古紙類	市内の古紙 回収業者	新聞紙・雑誌・段ボール・紙パ ック・その他の紙	平成元年	5種類に分 けてひもで 十字にしば って排出	集積所	月 1 回
9	廃乾電池	市内 2業者	マンガン・アルカリ等筒型乾電池	昭和59年	中身の見え る袋	集積所	年 2 回
10	大型ごみ (60cm以上180cm未満 かつ10kg以上50kg未満)	市内 2業者	自転車・ソファ・タンス・ こたつ等	昭和56年 (平成15年10月 から有料収集)	大型ごみ収 集処理手数 料納付券を 貼り排出	戸別収集	随時 (申込による)

○ 委託業者のごみ収集車両保有台数

(単位：台)

区域	基地	パッカー車		資源ごみ 専用車	プレス パッカー車	大型ごみ 専用車	合 計
		8 m ³	4 m ³				
北部地区	平 基 地	0	0	7	9	0	1 6
	下神谷基地	2 1	4	0	0	2	2 7
	計	2 1	4	7	9	2	4 3
南部地区	小名浜基地	1 4	2	7	0	2	2 5
	勿 来 基 地	7	2	0	7	0	1 6
	計	2 1	4	7	7	2	4 1
合 計		4 2	8	1 4	1 6	4	8 4

※ 予備車を含む。

(R6. 3. 31現在)

○ 一般廃棄物（ごみ）処理業許可

いわき市内において、事業所などから排出される一般廃棄物（ごみ）の処理（収集運搬、中間処分）を業務として行う民間業者に許可をしている。許可申請時及び施設確認済証等の交付の際に手数料を徴収する。

・ いわき市の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

業者数	従業者数	車両		
		塵芥	貨物	合計
111 社	1, 386 名	164 台	426 台	590 台

※し尿・浄化槽汚泥のみの業者は除いたもの

・ いわき市の一般廃棄物（ごみ）中間処理業者状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

区分	業者数
処分	12 社

※平成22年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画から許可に関する考え方を計画内に盛り込んだ。

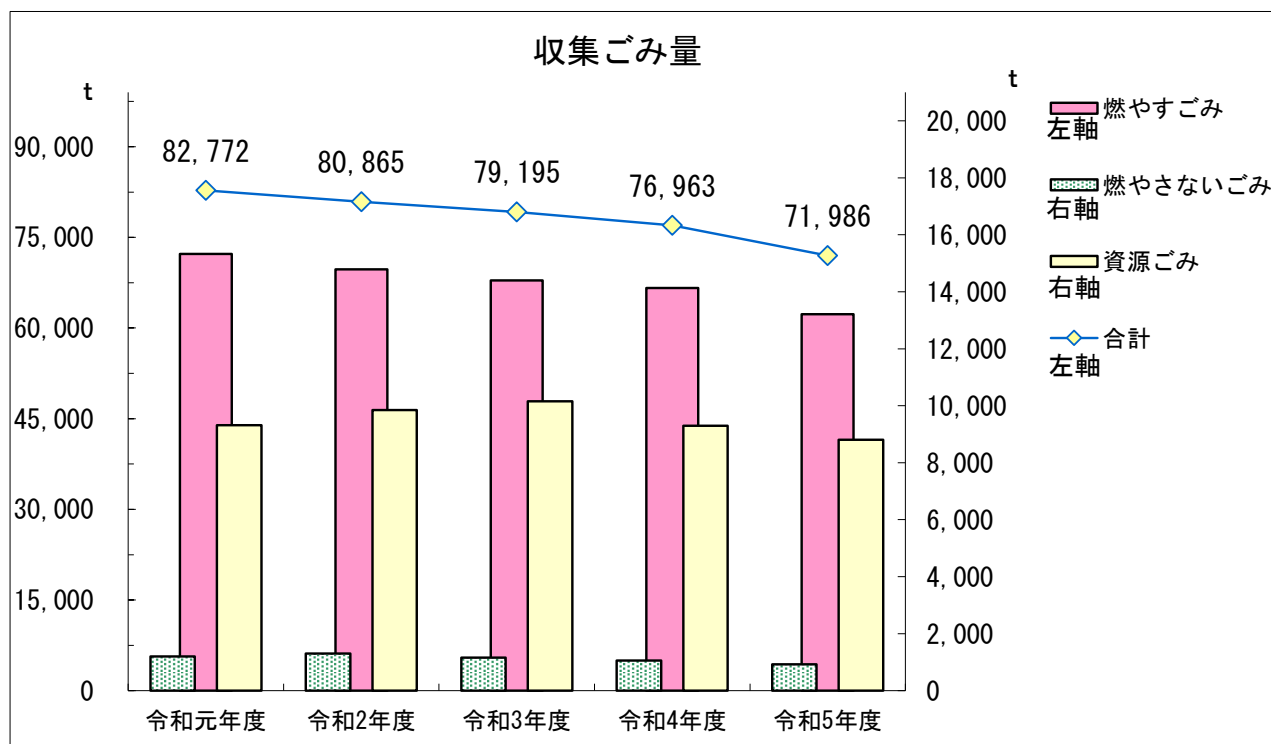
(2) ごみ量の推移

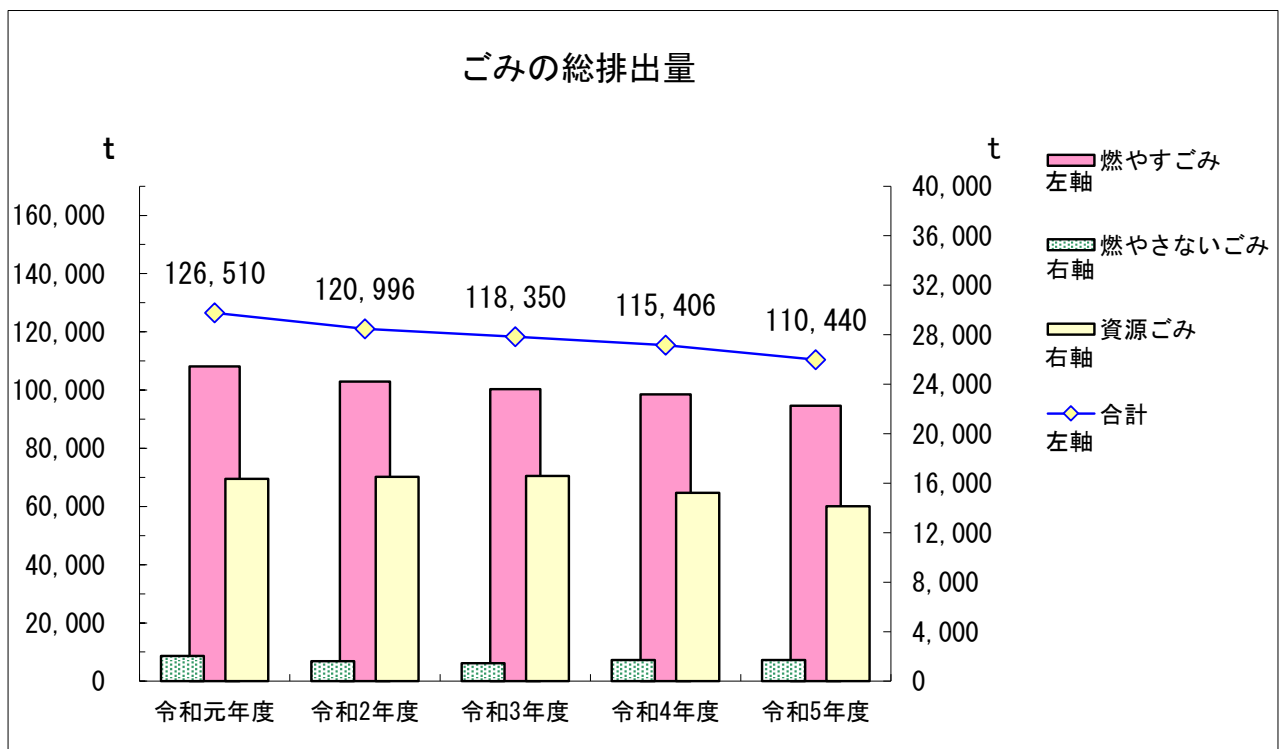
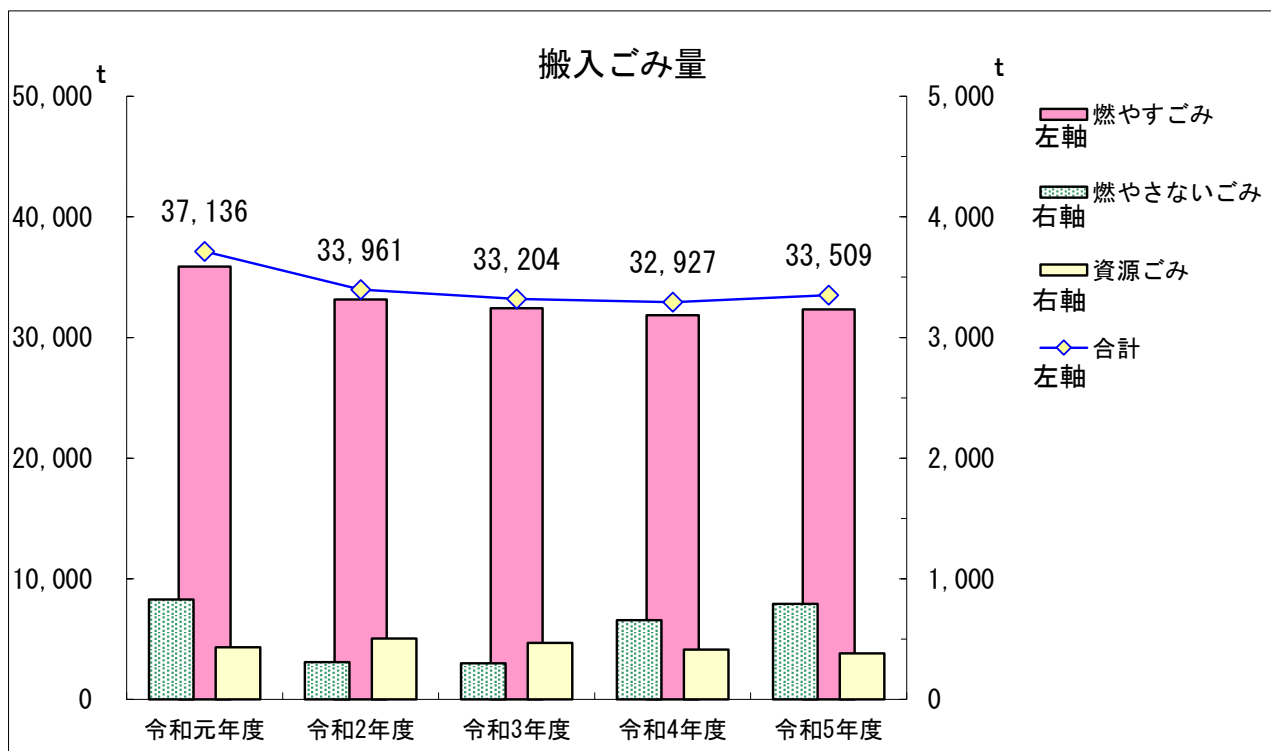
① ごみ量の内訳

(単位：トン)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集	燃やすごみ	72,259	69,715	67,882	66,607	62,264
	燃やさないごみ	1,197	1,306	1,156	1,060	919
	資源ごみ	9,315	9,844	10,157	9,296	8,803
	合計	82,772	80,865	79,195	76,963	71,986
搬入	燃やすごみ	35,876	33,147	32,437	31,858	32,336
	燃やさないごみ	827	309	299	656	791
	資源ごみ	433	505	468	413	382
	合計	37,136	33,961	33,204	32,927	33,509
古紙回収	合計	6,602	6,170	5,951	5,516	4,945
ごみの総排出量	燃やすごみ	108,135	102,862	100,319	98,465	94,600
	燃やさないごみ	2,025	1,615	1,454	1,716	1,710
	資源ごみ	16,350	16,519	16,577	15,225	14,130
	古紙回収	6,602	6,170	5,951	5,516	4,945
	資源ごみ	9,748	10,349	10,626	9,709	9,185
	合計	126,510	120,996	118,350	115,406	110,440

※ 「ごみの総排出量」 / 小数点以下を四捨五入し、整数値で掲載している。

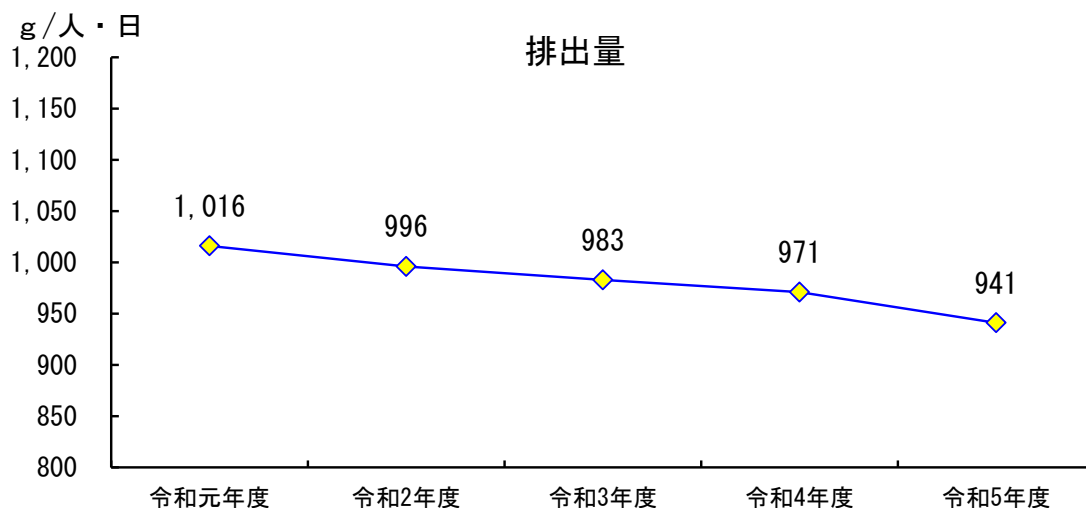




② 市民一人当たりが1日に排出するごみ量

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみの総排出量（t）	126,510	120,996	118,350	115,406	110,440
人口（人）	340,205	332,931	329,740	325,730	321,479
排出量（g/人・日）	1,016	996	983	971	941

※古紙回収量を含む。

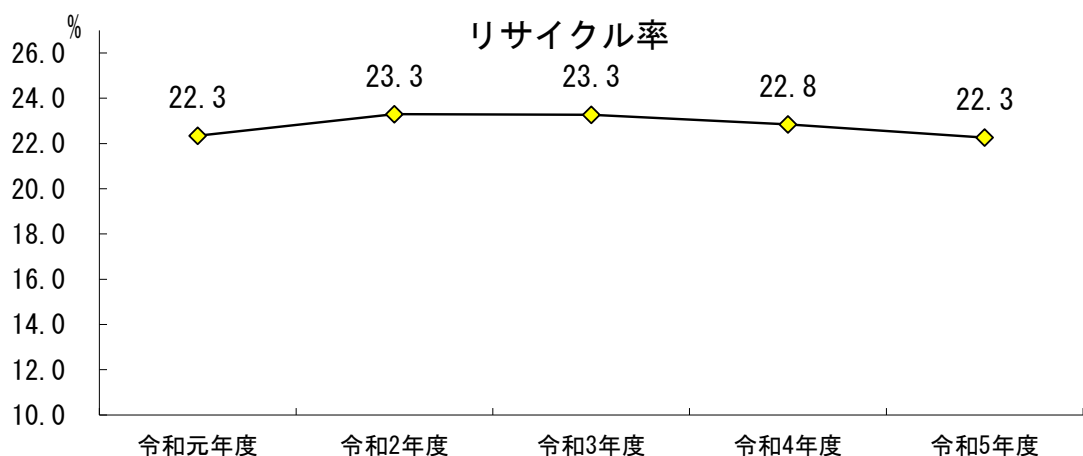


③ リサイクル率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみの総排出量（t）	126,510	120,996	118,350	115,406	110,440
古紙回収量（t）	6,602	6,170	5,951	5,516	4,945
資源化量（t）	21,669	22,018	21,589	20,851	19,638
リサイクル率（%）	22.3	23.3	23.3	22.8	22.3

※ リサイクル率＝(古紙回収量＋資源化量)／ごみの総排出量

※ 資源化量＝中間処理過程で資源化した金属・ガラス・プラスチック・飛灰等＋廃乾電池



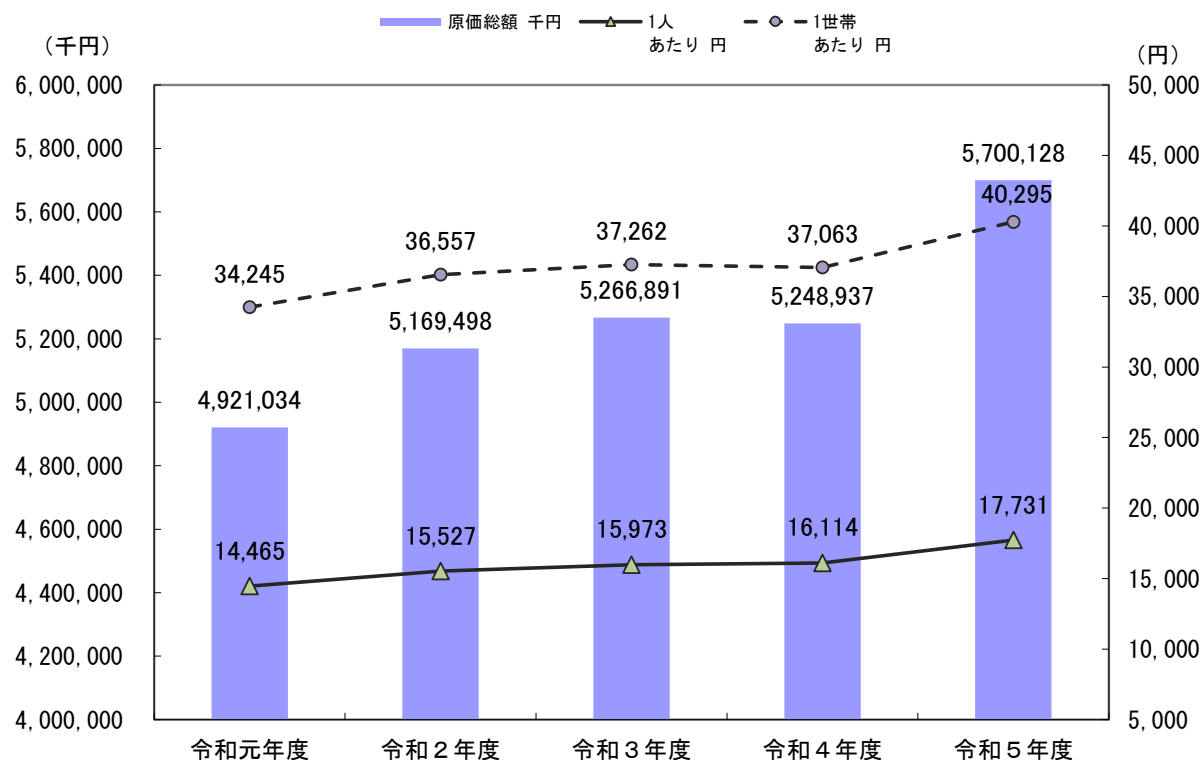
(3) 環境省一般廃棄物会計基準に基づくごみ処理原価計算

年度	原価総額	部門別原価					1kg あたり	1t あたり	1人 あたり	1世帯 あたり
		収集運搬	中間処理	最終処分	資源化	管理				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	円	円	円
令和元年度	4,921,034	1,172,426	3,021,862	310,544	250,547	165,656	38.90	38,900	14,465	34,245
令和2年度	5,169,498	1,187,026	3,191,917	311,609	288,420	190,526	42.72	42,720	15,527	36,557
令和3年度	5,266,891	1,177,098	3,255,521	368,452	287,723	178,097	44.50	44,500	15,973	37,262
令和4年度	5,248,937	1,191,125	3,193,683	400,855	282,722	180,552	45.48	45,480	16,114	37,063
令和5年度	5,700,128	1,218,974	3,598,069	375,153	321,663	186,269	51.61	51,610	17,731	40,295

※ 古紙類を含めたすべてのごみを対象にコスト計算している。

※ 部門に関しては、収集運搬部門(委託収集・古紙)中間処理部門(南北清掃センター・山田粗大ごみストックヤード)、最終処分部門(Klinpi の森・ Klinpi の丘)、資源化部門(Klinpi の家)、管理部門(本庁機能)となっている。

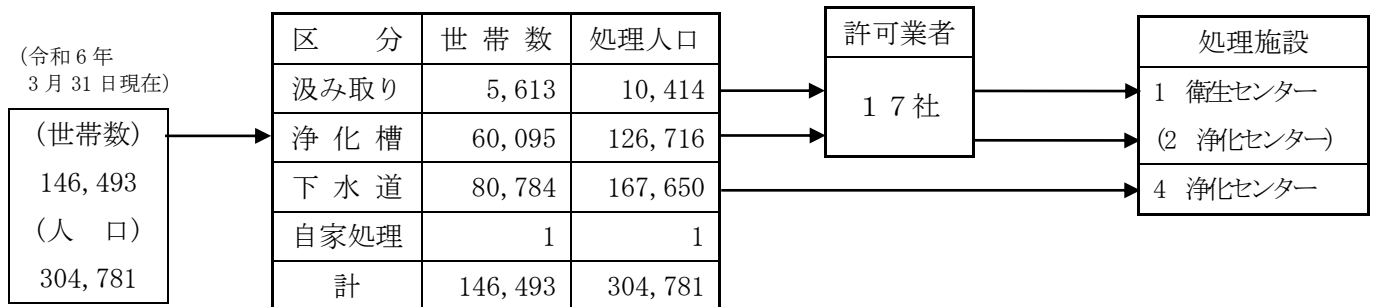
※ 四捨五入の関係で、原価総額と部門別原価の計が一致しない場合がある。



2 し尿の処理

(1) 生活排水処理状況

本市の生活排水（し尿を除く。）は、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽で処理されているもの以外は、未処理のまま放流されていることから、公共下水道等の計画的な整備や合併処理浄化槽補助制度を実施し、その普及促進を図っている。



(2) し尿処理の概要

本市のし尿収集は、昭和41年10月の市発足時には、旧市町村の処理・料金体系に一部直営地区を定め収集していたが、昭和52年4月に定時収集・人頭制料金方式を導入、昭和59年7月には、直営収集を廃止し、市内全地区を許可業者（現在17業者）による収集とした。

収集したし尿の処理は、市内3箇所の処理施設において終末処理され、処理水は、最終的に太平洋に放流されている。

<し尿処理世帯数の推移>

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
世帯数	前年比	世帯数	前年比	世帯数	前年比	世帯数	前年比	世帯数	前年比
7,268	92.87%	6,769	93.13%	6,398	94.52%	6,035	94.33%	5,613	93.01%

<し尿処理施設、処理量及び職員配置状況>

市域が広域であることから、次の処理施設を設置しており、各施設への搬送の効率化及びし尿収集料金の均一化を図るため、中継槽3箇所を設け、し尿の貯留及び中継輸送を実施している。

(単位:kl)

処 理 施 設	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	職員数/人
南部衛生センター	7,431.05	6,935.93	6,533.70	5,639.08	0	0
中部衛生センター	10,862.23	10,367.96	9,722.06	8,964.52	8,658.59	3
北部浄化センター	0	0	0	0	51.08	0
東部浄化センター	2,948.91	2,822.18	2,498.44	2,267.97	2,727.42	0
南部浄化センター	0	0	171.97	451.51	5,266.57	0
計	21,242.19	20,126.07	18,754.20	17,323.08	16,703.66	3

※ 職員数は、再任用を含む（令和6年4月1日現在）。

※ 南部衛生センターは令和5年3月廃止。

※ 令和5年度の北部浄化センターへの受入れは、台風13号災害緊急対応によるもの。

＜し尿処理施設間のし尿中継輸送及び中継槽の状況＞



項目 \ 施設	遠野し尿中継槽	三和し尿中継槽	川前し尿中継槽
所在地	いわき市遠野町 滝字山下地内	いわき市三和町 上市萱字舞台地内	いわき市川前町 川前字石倉地内
設置年月	昭和 52 年 3 月	昭和 52 年 3 月	平成 5 年 7 月
敷地面積	160 m ²	149 m ²	143 m ²
構造	RC	RC	RC
容量	31 kℓ	12 kℓ	30 kℓ

※ 令和 5 年度以降は、南部衛生センター廃止に伴い、遠野し尿中継槽分を南部浄化センターに輸送している。

＜し尿収集手数料＞

し尿収集手数料は、昭和 41 年 10 月の市発足時には、旧市町村の料金体系により、徴収していたが、昭和 45 年 1 月より市内料金体系を一本化し、昭和 52 年 4 月に定時収集、人頭制料金制度とした。
なお、現在までの手数料の改定経過等は、次表のとおりである。

改 定 年 月 日	経 過 及 び 収 集 手 数 料 内 訳	
昭和 41 年 10 月 1 日	「いわき市発足、旧 5 市 2 町の条例移行」	
昭和 52 年 4 月 1 日	定時収集・人頭制料金方式スタート	
	「人頭制料金」 (ア) 一人につき 月額 200 円 (イ) 特殊便槽 (ア)の合計額 に加算すること 200 円	「従量制料金」 (ア) 1440まで 750 円 (イ) 1440を超える場合は 180 (180未満を含む)を増すごとに 90 円
昭和 54 年 4 月 1 日	「人頭制料金」 (ア) 一人につき 月額 220 円 (イ) 特殊便槽 (ア)の合計額 に加算すること 220 円	「従量制料金」 (ア) 1440まで 820 円 (イ) 1440を超える場合は 180 (180未満を含む)を増すごとに 100 円
昭和 56 年 7 月 1 日	「人頭制料金」 (ア) 一人につき 月額 240 円 (イ) 特殊便槽 (ア)の合計額 に加算すること 240 円	「従量制料金」 (ア) 1440まで 860 円 (イ) 1440を超える場合は 180 (180未満を含む)を増すごとに 110 円
昭和 59 年 7 月 1 日	常磐、内郷地区の直営収集を廃止し、市内全地区許可方式とした。	
平成元年 4 月 1 日	「人頭制料金」 (ア) 一人につき 月額 300 円 (イ) 特殊便槽 (ア)の合計額 に加算すること 300 円	「従量制料金」 (ア) 1440まで 1,080 円 (イ) 1440を超える場合は 180 (180未満を含む)を増すごとに 135 円
平成 4 年 4 月 1 日	「人頭制料金」 (ア) 一人につき 月額 340 円 (イ) 特殊便槽 (ア)の合計額 に加算すること 340 円	「従量制料金」 (ア) 1440まで 1,220 円 (イ) 1440を超える場合は 180 (180未満を含む)を増すごとに 150 円
平成 7 年 4 月 1 日	「人頭制料金」 (ア) 一人につき 月額 360 円 (イ) 特殊便槽 (ア)の合計額 に加算すること 360 円	「従量制料金」 (ア) 1440まで 1,300 円 (イ) 1440を超える場合は 180 (180未満を含む)を増すごとに 160 円
平成 9 年 6 月 1 日	「人頭制料金」 (ア) 一人につき 月額 380 円 (イ) 特殊便槽 (ア)の合計額 に加算すること 380 円	「従量制料金」 (ア) 1440まで 1,360 円 (イ) 1440を超える場合は 180 (180未満を含む)を増すごとに 170 円
平成 12 年 4 月 1 日	「人頭制料金」 (ア) 一人につき 月額 400 円 (イ) 特殊便槽 (ア)の合計額 に加算すること 400 円 (ウ) 基本料金 (ア)の合計額に 加算すること 30 円	「従量制料金」 (ア) 1440まで 1,470 円 (イ) 1440を超える場合は 180 (180未満を含む)を増すごとに 180 円
平成 22 年 4 月 1 日	「人頭制料金」 (ア) 一人につき 月額 440 円 (イ) 特殊便槽 (ア)の合計額 に加算すること 440 円 (ウ) 基本料金 (ア)の合計額に 加算すること 100 円	「従量制料金」 (ア) 1440まで 1,660 円 (イ) 1440を超える場合は 180 (180未満を含む)を増すごとに 200 円
平成 26 年 4 月 1 日	「人頭制料金」 (ア) 一人につき 月額 500 円 (イ) 特殊便槽 (ア)の合計額 に加算すること 500 円 (ウ) 基本料金 (ア)の合計額に 加算すること 200 円	「従量制料金」 (ア) 1440まで 1,920 円 (イ) 1440を超える場合は 180 (180未満を含む)を増すごとに 230 円

改 定 年 月 日	経 過 及 び 収 集 手 数 料 内 訳	
令和元 10 月 1 日	「人頭制料金」 (ア) 一人につき 月額 510 円 (イ) 特殊便槽 (ア)の合計額 に加算すること 510 円 (ウ) 基本料金 (ア)の合計額に 加算すること 200 円	「従量制料金」 (ア) 1440まで 1,960 円 (イ) 1440を超える場合は 180 (180未満を含む)を増すごとに 230 円
令和 5 年 7 月 1 日	「人頭制料金」 (ア) 一人につき 月額 700 円 (イ) 特殊便槽 (ア)の合計額 に加算すること 700 円 (ウ) 基本料金 (ア)の合計額に 加算すること 300 円	「従量制料金」 (ア) 1440まで 2,240 円 (イ) 1440を超える場合は 180 (180未満を含む)を増すごとに 280 円

(3) 浄化槽汚泥処理の概要

市民の快適で文化的な生活への要望の高まりと生活環境に対する意識の高揚から、し尿汲み取り世帯は年々減少し、公共下水道利用世帯は増加傾向にある。

浄化槽利用世帯については、新たに合併処理浄化槽を設置する世帯がある一方で、公共下水道への接続等による廃止もあり、横ばい傾向にある。

収集された浄化槽汚泥の処理は、市内 4 箇所の処理施設において終末処理され、処理水は最終的に太平洋に放流されている。

<浄化槽利用世帯数の推移>

令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
世帯数	前年比	世帯数	前年比	世帯数	前年比	世帯数	前年比	世帯数	前年比
57,783	91.5%	58,507	101.3%	59,439	101.6%	59,774	100.6	60,095	100.5

<浄化槽汚泥処理量>

(単位：kℓ)

処 理 施 設	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
南 部 衛 生 セ ン タ ー	29,437.69	29,126.00	29,684.89	27,884.78	0
中 部 衛 生 セ ン タ ー	7,238.55	7,321.18	7,587.34	7,978.81	8,293.10
北 部 浄 化 セ ン タ ー	48,051.26	48,137.62	47,361.78	48,228.59	48,417.37
東 部 浄 化 セ ン タ ー	16,057.77	16,359.27	16,476.56	16,460.45	20,997.20
南 部 浄 化 セ ン タ ー	0	0	171.97	2,700.20	26,927.64
計	100,785.27	100,944.07	101,282.54	103,252.83	104,635.31

※ 南部衛生センターは令和 5 年 3 月廃止。

3 産業廃棄物の処理

(1) 概要

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じる廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）により、汚泥、廃油、廃プラスチック類など、20 種類が産業廃棄物として規定されている。

また、法においては、産業廃棄物の中でも爆発性、毒性、感染性等、人の健康や生活環境に影響を与えるおそれのあるものを「特別管理産業廃棄物」として区分し、規定している。

産業廃棄物は、排出事業者自らが、法に基づき適正に処理する責任があり、自ら処理できない場合は、産業廃棄物処理業者等、産業廃棄物を適正に処理できる者に処理を委託することとされている。

本市においては、平成 11 年の中核市移行に伴って産業廃棄物関連業務を所管し、排出事業者及び処理業者に対し、産業廃棄物の減量化や適正処理の指導等を行っている。

具体的には、産業廃棄物処理業者（収集運搬業及び処分業）等への許可、排出事業者や処理業者への立入調査・指導等を行い、法に基づく適正処理の徹底を図るとともに、不法投棄監視員によるパトロールや、不法投棄事案等に関する通報への迅速な対応により、不適正処理や不法投棄の未然防止と早期発見に努めている。

(2) 産業廃棄物処理業許可業者数

区 分			業者数
産業廃棄物	収集・運搬業		128
	処分業	中間処理	49
		最終処分	7
	特別管理産業廃棄物	収集・運搬業	32
		中間処理	9
		最終処分	0

令和 6 年 3 月 31 日現在

(3) P C B 廃棄物等

P C B 廃棄物を保管及び P C B 使用製品を使用している事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、次の区分に応じた期限までに自らの責任において確実かつ適正に処分することとされているほか、処分までの間は、事業者自らの責任において適正に保管するとともに、毎年度、保管及び処分の状況等について、都道府県知事等に報告することとされている。

本市においては、P C B 廃棄物の早期処理に向け、P C B 廃棄物等の保管・処分状況等の把握や早期処理に向けた指導を行うとともに、国のマニュアルに基づき P C B 廃棄物等の掘り起こし調査を実施している。

○ P C B 廃棄物の処分期限

区 分		処分期限
高濃度 P C B 廃棄物	トランス及びコンデンサー	令和 4 年 3 月 31 日まで
	安定器及び汚染物等	令和 5 年 3 月 31 日まで
低濃度 P C B 廃棄物		令和 9 年 3 月 31 日まで

○ P C B 廃棄物の保管事業者数

区 分	件 数
保管事業者数	55

※令和 6 年 3 月 31 日現在

(4) 自動車リサイクル

使用済自動車に係る廃棄物の減量のほか、再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じ、生活環境の保全等を図ることを目的に、平成 1 4 年に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」が制定されたことを踏まえ、市では、同法に定める引取業者及びフロン類回収業者の登録や解体業者及び破砕業者の許可を行うとともに、事業場への立入検査や指導を実施している。

○登録・許可業者数

区分	種 類	件 数
登録	引取業	51
	フロン類回収業	20
許可	解体業	10
	破砕業	4

※ 令和 6 年 3 月 31 日現在